

対象事業者の年会費等(会費額)

「認定個人情報保護団体として行う業務に関する規約」の第4章第15条及び第17条に基づく対象事業者の年会費等については、下記に定める基準によるものとする。

1 対象事業者の年会費 (第15条第1項)

保有個人情報の件数	対象事業者の年会費	
	定額会費 (円)	従量制会費 (単価;円)
5千件未満	40,000	0.00
5千～1万件未満	60,000	0.00
1万～10万件未満	80,000	0.60
10万～100万件未満	100,000	0.40
100万～1,000万件未満	400,000	0.20
1,000万件以上	1,000,000	0.10

※従量制会費は、保有個人情報の件数を各段階ごとに乗じた額を加算する。

※年会費は定額会費と従量制会費の合計とし、千円未満を切捨てて千円単位とする。

2 準対象事業者の年会費 (第15条第2項)

保有個人情報の件数	準対象事業者の年会費	
	定額会費 (円)	従量制会費 (単価;円)
5千件未満	20,000	なし
5千～1万件未満	30,000	なし
1万～10万件未満	40,000	なし
10万～100万件未満	50,000	なし
100万～1,000万件未満	200,000	なし
1,000万件以上	500,000	なし

3 第14条第1項各号に掲げる団体の構成員である対象事業者及び準対象事業者の年会費(第17条)

保有個人情報の件数	団体構成員である対象事業者		団体構成員である準対象事業者	
	定額会費 (円)	従量制会費 (単価;円)	定額会費 (円)	従量制会費 (単価;円)
5千件未満	20,000	0.00	20,000	なし
5千～1万件未満	30,000	0.00	30,000	なし
1万～10万件未満	40,000	0.30	40,000	なし
10万～100万件未満	50,000	0.20	50,000	なし
100万～1,000万件未満	200,000	0.10	200,000	なし
1,000万件以上	500,000	0.05	500,000	なし

※従量制会費は、保有個人情報の件数を各段階ごとに乗じた額を加算する。

※年会費は定額会費と従量制会費の合計とし、千円未満を切捨てて千円単位とする。

《団体の構成員である対象事業者の計算例:保有個人情報の件数が「1532万件」の場合》

(1～1万件未満) (1万～10万件未満) (10万～100万件未満) (100万～1000万件未満)
【9,999件×0円】+【90,000件×0.3円】+【900,000件×0.2円】+【9,000,000件×0.1円】
 (1000万件～1532万件) (定額会費)
+【5,320,001件×0.05円】+【500,000円】=1,873,000円(千円未満切捨て)

年会費の自動計算 : <http://www.dekvo.or.jp/kojiniyoho/recruit/5.html>

4 初年度の年会費額

上記1～3項のいずれの場合も、初年度の年会費額については、対象事業者への加入時期に応じて、下記に定める年会費額を納入するものとする。

- (1) 当年4月～6月の加入については、年会費額の全額
 - (2) 当年7月～9月の加入については、年会費額の四分之三
 - (3) 当年10月～12月の加入については、年会費額の四分之二
 - (4) 翌年1月～3月の加入については、年会費額の四分の一
- この場合の納入金額は円単位とする。